

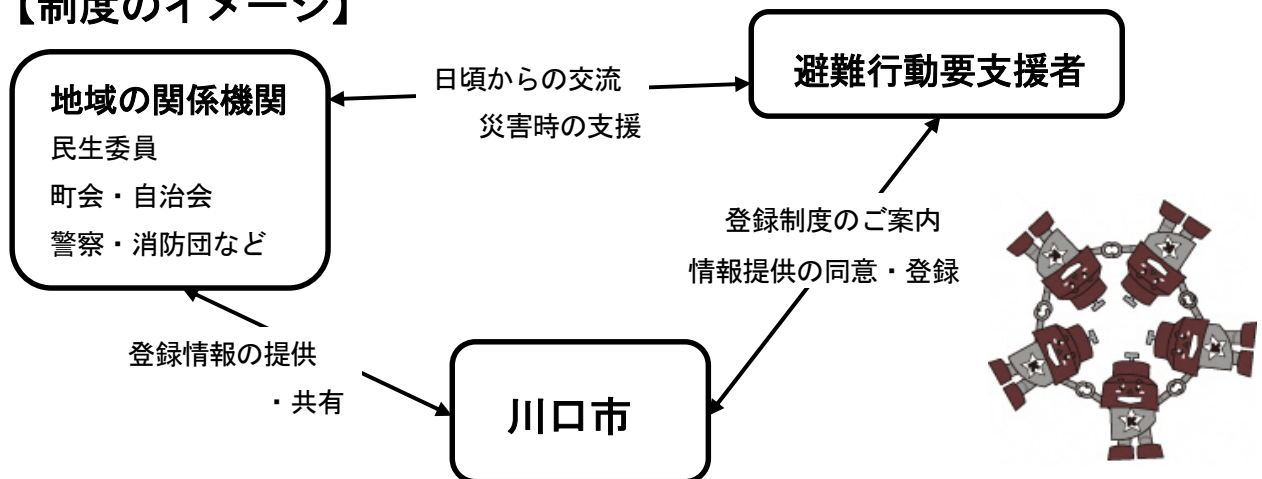
川口市避難行動要支援者登録制度

対象者の2人に1人のかたが、
災害の備えの1つとして、すでに登録しています
(まずは、お問い合わせください！)

本市では、災害対策基本法に基づき「川口市避難行動要支援者登録制度」を実施しております。

災害時に自力で避難することが困難な高齢のかたや障害のあるかた（避難行動要支援者）のうち、身体状況や緊急連絡先などの情報を地域の関係機関へ提供することに同意したかたを登録し、災害時の避難誘導や安否確認が速やかにできるよう、市と地域の関係機関が日頃から登録情報を共有するものです。登録の対象となるかた及び担当窓口につきましては、裏面をご覧ください。

【制度のイメージ】



裏面にも大切なことが記載されています

【対象者】

市内に居住し、災害時の避難に特に支援を要する在宅者で、次の①～③に該当するかたがただけで生活しているかた

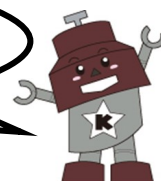
(ただし、同居者が65歳以上の高齢者のみの場合は対象とします)

- ①自力で避難することが困難な65歳以上の高齢者
- ②次の障害者手帳をお持ちのかた
 - ア 身体障害者手帳 1～3級
 - イ 療育手帳 ㊸, A
 - ウ 精神障害者保健福祉手帳 1～2級
- ③要介護認定 3～5のかた

【担当窓口】

対象	担当課	電話	FAX
① 65歳以上のかた	長寿支援課	048-259-7652	048-259-7668
② 65歳未満の障害のあるかた	障害福祉課	048-259-7920	048-259-7943
③ 65歳未満の要介護認定 3～5のかた	介護保険課	048-259-7294	048-258-7493

登録情報が変わった際はご連絡ください！



【Q&A よくある質問】

Q 登録情報は、誰に提供されるのですか？

A 登録された情報は、関係機関（民生委員・児童委員、町会・自治会、市社会福祉協議会、警察、消防団など）と共有し、災害時には避難支援や安否の確認に役立ちます。登録情報は、適正に管理し、避難支援以外の目的には使用いたしません。

Q 登録すれば必ず助けてもらえますか？

A 災害時は、誰もが被災する可能性があるため、必ず助けに来てもらえるものではありません。まずは一人ひとりが防災・減災の重要性を理解し、万一来た場合の準備をしましょう。また、災害時の支援がより円滑に行われるために、日ごろから隣近所のかたとのコミュニケーションを心がけ、ご自身やご家族のことを知っていただくことが重要です。



概要は、表面をご覧ください